

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学科名 該当なし
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	石川県立総合看護専門学校
設置者名	石川県知事

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	石川県立総合看護専門学校運営会議
役割	運営会議は、石川県立総合看護専門学校運営細則第 8 条に規定されており、看護・医療関係者、実習施設、講師及び学識経験者をもって構成し、学校長が主宰する。会議は開催の都度、議題（進路指導、学校評価等）を定め、各有識者と意見交換し、学校運営に活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
金沢大学附属病院副病院長 兼看護部長	2024. 4 - 2025. 3	実習受け入れ施設
石川県立中央病院看護部長	2024. 4 - 2025. 3	実習受け入れ施設
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	石川県立総合看護専門学校
設置者名	石川県知事

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各学科の教育計画は、学年の始期に教務会議で決める。(石川県立総合看護専門学校運営細則(以下「細則」という)第 33 条) 授業計画の作成過程 教育理念(生命尊重・人間愛・使命感・責任感・自立)を基盤とし、各学科の教務会議、拡大会議(副校長、教務主任、専門領域担当責任者合同会議)で検討している。 1、カリキュラムデザイン(積み上げ型) 2、学科目・授業科目と単位数の決定 3、教育課程の構造化 4、学科目・授業科目の目標設定(講義内容の具体化) シラバス掲載内容 教育理念、教育目的、教育目標、教育計画(授業科目、単位数、時間数、講義担当者職種、実施計画、教育課程構造図) 各分野別の目的・目標・科目構成、授業実施計画、授業要綱等 シラバスは年度毎に各学科、専門領域担当者間で評価、検討し、1 月には次年度の検討を拡大会議で行う。4 月に学生に公表する。 ・実習要綱はシラバスと別途作成、作成過程はシラバスに準ずる。 ・評価および評価基準 - 講義については、学生手帳に掲載(学則第 17 条、細則第 35・37 条で規定) - 実習については、学生手帳・実習要綱に掲載(学則第 17 条、細則第 35・37 条で規定) 毎月の授業計画(時間割)は最終調整後、前月初旬に学生に公表	
授業計画書の公表方法	教務室、図書室に配架し、閲覧可能としている。 ホームページに掲載。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kango/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学習の評価（学則第 17 条）は、試験および実習により行い、学校長は学生の学習の評価（学則第 19 条）により、課程修了の認定を行う。 (学習の評価) 講義による授業については試験(レポート、面接及び実技試験を含む)の方法により、臨地実習の授業については、実習評価表により行う。 評価は、講義又は実習指導を担当した者が行う。評価を行う時期は担当者が決めるところによる。評価は、それぞれの科目について、講義による授業の場合は分担した授業時間数 3 分の 2 以上、臨地実習による場合は規定時間数の 4 分の 3 以上の時間数を出席したと認められる学生に対して行う。(細則第 34 条（抜粋）) (評価基準) 学科試験は、試験ごとに 100 点満点で評価し 60 点以上を当該試験の合格とする。合格者の成績の評価は優、良、可の 3 段階とし、試験成績の 80 点以上を優、79～70 点を良、69～60 を可とする。(細則第 35 条（抜粋）) 臨地実習の評価は、評価点の 80 点以上を優、79～70 点を良、69～60 を可、59 点以下を不可とし優、良及び可を当該実習の合格とする。(細則第 37 条) (単位及び科目履修の認定) 学習の評価の結果に基づき、単位及び科目履修の認定を行う。(細則第 39 条) 学則および細則に準じ、評価結果を掲載した成績表を作成し、学校長、副校長（庶務課・教務課）、該当学科教務主任、担任で構成された履修認定会議を 3 月に行い、単位と科目履修の認定を行う。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績評価の客観的な指標としては下記の数式で学年における各学生の履修科目の平均成績を算出し、各学生の順位や成績の分布状況を把握し結果は学生個々に通知している。 $\text{各学生の履修科目の平均成績} = \frac{\text{個人の総合点}}{\text{当該学年の履修科目数（不可の科目も含む）}}$	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページに掲載 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kango/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学習の評価の結果に基づき、単位及び科目履修の認定を行う。(細則第 39 条) 学則および細則に準じ、評価結果を掲載した成績表を作成し、評価の結果に基づき、学校長、副校長(庶務課・教務課)、該当学科教務主任、担任で構成された卒業等認定会議で、卒業認定を行う。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学則および細則は学校要欄に掲載。 学校要欄は教務室、図書室に配架し、閲覧可能としている。 ホームページに掲載。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kango/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	石川県立総合看護専門学校
設置者名	石川県知事

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	県立学校につき公表なし
収支計算書又は損益計算書	〃
財産目録	〃
事業報告書	〃
監事による監査報告（書）	〃

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		専門課程	第二看護学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼間 定時 制	新カリ（1，2，3年） 110単位 旧カリ（4年） 100単位	単位時間 新カリ 85単位 旧カリ 77単位	単位時間 /単位	単位時間 新カリ 25単位 旧カリ 23単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
180人		137人	0人	10人	0人	10人	

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療		専門課程	第三看護学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間 定時 制	新カリ（1, 2年） 79単位 旧カリ（3年） 73単位	単位時間 新カリ 61単位 旧カリ 57単位	単位時間 /単位	単位時間 新カリ 18単位 旧カリ 16単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		44人	0人	7人	0人	7人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 様式第2号の3 （3）1 再掲 各学科の教育計画は、学年の始期に教務会議で決める。（石川県立総合看護専門学校運営細則（以下「細則」という）第33条） 授業計画の作成過程 教育理念（生命尊重・人間愛・使命感・責任感・自立）を基盤とし、各学科の教務会議、拡大会議（副校長、教務主任、専門領域担当責任者合同会議）で検討している。 1、カリキュラムデザイン（積み上げ型） 2、学科目・授業科目と単位数の決定 3、教育課程の構造化 4、学科目・授業科目の目標設定（講義内容の具体化） シラバス掲載内容 教育理念、教育目的、教育目標、教育計画（授業科目、単位数、時間数、講義担当者職種、実施計画、教育課程構造図 各分野別の目的・目標・科目構成、授業実施計画、授業要綱等 シラバスは年度毎に各学科、専門領域担当者間で評価、検討し1月には次年度の検討を拡大会議で行う。4月に学生に公表する。 ・実習要綱はシラバスと別途作成、作成過程はシラバスに準ずる。 ・評価および評価基準 - 講義については、学生手帳に掲載（学則第17条、細則第35・37条で規定） - 実習については、学生手帳・実習要綱に掲載（学則第17条、細則第35・37条で規定） 毎月の授業計画（時間割）は最終調整確認後、前月初旬に学生に公表
成績評価の基準・方法 （概要） 様式第2号の3 （3）2 再掲 学習の評価（学則第17条）は、試験および実習により行い、 学校長は学生の学習の評価（学則第19条）により、課程修了の認定を行う。 （学習の評価） 講義による授業については試験（レポート、面接及び実技試験を含む）の方法により、 臨地実習の授業については、実習評価表により行う。 評価は、講義又は実習指導を担当した者が行う。評価を行う時期は担当者が決める ところによる。評価は、それぞれの科目について、講義による授業の場合は分担した授 業時間数3分の2以上、臨地実習による場合は規定時間数の4分の3以上の時間数を 出席したと認められる学生に対して行う。（細則第34条（抜粋）） （評価基準） 学科試験は、試験ごとに100点満点で評価し60点以上を当該試験の合格とする。合 格者の成績の評価は優、良、可の3段階とし、試験成績の80点以上を優、79～70点 を良、69～60を可とする。（細則第35条（抜粋））

臨地実習の評価は、評価点の 80 点以上を優、79～70 点を良、69～60 を可、59 点以下を不可とし優、良及び可を当該実習の合格とする。（細則第 37 条） （単位及び科目履修の認定） 学習の評価の結果に基づき、単位及び科目履修の認定を行う。（細則第 39 条） 学則および細則に準じ、評価結果を掲載した成績表を作成し、学校長、副校長（庶務課・教務課）、該当学科教務主任、担任で構成された履修認定会議を 3 月に行い、単位と科目履修の認定を行う。
卒業・進級の認定基準
（概要） 様式第 2 号の 3 （3）4 再掲 学習の評価の結果に基づき、単位及び科目履修の認定を行う。（細則第 39 条） 学則および細則に準じ、評価結果を掲載した成績表を作成し、評価の結果に基づき、学校長、副校長（庶務課・教務課）、該当学科教務主任、担任で構成された卒業等認定会議で、卒業及び進級の認定を行う。
学修支援等
（概要） 教員による定期面談（4 月、7～10 月、年度末）や適宜必要に応じた面談を実施し、学生のような問題等に対応し支援している。また、専門カウンセラーによる学生相談室の設置をし、精神的ケアも行い支援している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
第二看護学科			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33 人 (100%)	2 人 (6.1%)	31 人 (93.9%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 国立病院、公立病院、民間病院等			
(就職指導内容) 就職相談、就職情報の提供、面接指導、履歴書等の文書指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験合格（看護師免許の取得）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状（第二看護学科）		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
150人	5人	3.3%
（中途退学の主な理由） 進路変更、体調不良		
（中退防止・中退者支援のための取組） 担任との面談、学生相談室利用への調整		

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
第三看護学科			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
8人 （100%）	0人 （0%）	8人 （100%）	0人 （0%）
（主な就職、業界等） 公立病院、民間病院等			
（就職指導内容） 就職相談、就職情報の提供、面接指導、履歴書等の文書指導			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験合格（看護師免許の取得）			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状（第三看護学科）		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
47人	2人	4.3%
（中途退学の主な理由） 一身上の都合		
（中退防止・中退者支援のための取組） 定期的な面談と、個々の学生の状況を把握しながら、適宜、面談を実施、SHに、担任が必ず入る。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
第二看護	0 円	72, 000 円	71, 350 円	教科書、教材、検診・検査等
第三看護	0 円	66, 000 円	89, 930 円	教科書、教材、検診・検査等
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kango/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 県（1名）、医療団体（3名）、大学（2名）、病院関係（4名）、高校〔進学〕（1人）の11名による学校運営会議で、教育課程、教授・学習・評価過程、経営管理過程を主な評価項目として、評価結果は、教育活動及び学校運営等の質の向上に活用する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
石川県健康福祉部地域医療政策課	1 年	課長
石川県医師会	〃	会長
金沢市医師会	〃	会長
石川県看護協会	〃	会長
石川県立看護大学	〃	教授
金沢学院大学	〃	教授
金沢大学附属病院	〃	看護部長
石川県立中央病院	〃	看護部長
金沢聖霊総合病院	〃	看護部長
国家公務員共済組合連合会北陸病院	〃	看護部長
石川県高等学校進学指導連絡協議会	〃	事務局長

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kango/
第三者による学校評価（任意記載事項）
・ 入学者の増加に向けて、現状を分析し、対策を進める必要がある。 ・ I C T化や施設整備により学習環境を充実させる必要がある。

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kango/
--